

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中  
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25年2月4日

## 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
長野県木質ペレットストーブの使用による J-VER プロジェクト			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所	 印	
住所	長野県伊那市荒井 22 番地 通り町第一ビル B1F		
代表者氏名	竹垣英信	代表者役職	代表理事所長
担当者氏名	竹垣英信	担当者 所属部署・役職	代表理事所長
担当者 E-mail	takegaki@slow.gr.jp	担当者電話番号	0265-74-7996
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	長野県産木質ペレットを利用する家庭・団体・事業者等		
プロジェクト参加者名	長野県、上伊那森林組合		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	気候変動対策認証センター		
検証機関名	日本海事検定キューエイ株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0014
プロジェクト登録日	平成 21 年 12 月 3 日
プロジェクト概要 <sup>1</sup>	<p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b>                      長野県産の木質ペレットをストーブ燃料として利用し、化石燃料を代替することにより二酸化炭素の排出削減を図り、それにより創出されるクレジットへの企業からの資金提供を、木質ペレットの利用者に還元する仕組みを構築し、未利用の間伐材等の森林資源の有効活用と地球温暖化防止策に資する森林整備を推進するとともに、民生部門での地球温暖化対策への理解を深めることを目的とする。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b>                      適合しています。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律                         <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ペレットストーブの燃焼灰の処理については、ストーブが所在する市町村で定める方法により適正に処理を行ないます。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【採用技術】</b></p> <p>(1) ペレットストーブ                      鐵音(くろがね)工房社製 (薪ストーブ型家庭用)</p> <p>(2) ペレット製造関連設備                      オガ粉製造機・混合機・乾燥機・振動篩 (旭機械社製)、成形機・冷却機 (CPM 社製)、製品自動梱包機 (ニューロング社製)</p> <p><b>【モニタリング方法】</b></p> <p>排出削減量 (ER<sub>y</sub>) = ベースライン排出量 (BE 木, y) - プロジェクト排出量 (PE 製, y + PE 運, 木, 化, 車, y)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ベースライン排出量 : <u>BE 木, y</u>                      = BE 木, 灯, y + BE 木, L, y + BE 木, 都, y + BE 木, 電, y                      木質ペレットによって代替される対象が灯油の場合 : BE 木, 灯, y、等                      = BFC 木, 灯, y, 08 × W 材, y × GCV 木, y, 08 × CEF 灯 × η PJ ÷ η BL 灯                      + BFC 木, 灯, y, 09 × W 材, y × GCV 木, y, 09 × CEF 灯 × η PJ ÷ η BL 灯                      + BFC 木, 灯, y, 10 × W 材, y × GCV 木, y, 10 × CEF 灯 × η PJ ÷ η BL 灯                      + BFC 木, 灯, y, 11 × W 材, y × GCV 木, y, 11 × CEF 灯 × η PJ ÷ η BL 灯                      + BFC 木, 灯, y, 12 × W 材, y × GCV 木, y, 12 × CEF 灯 × η PJ ÷ η BL 灯</li> </ul>

<sup>1</sup> プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

<p>● プロジェクト排出量：<u>PE 製, y</u> (系統電力を製造設備で使用している)</p> <p>=EC 製, 電, y, 8 ÷ Q 製, y, 8 × (BFC 木, 灯, y, 08+BFC 木, L, y, 08+BFC 木, 都, y, 08+BFC 木, 電, y, 08)</p> <p>× CEF 電+ EC 製, 電, y, 9 ÷ Q 製, y, 9 × (BFC 木, 灯, y, 09+BFC 木, L, y, 09+BFC 木, 都, y, 09+BFC 木, 電, y, 09) × CEF 電+ EC 製, 電, y, 10 ÷ Q 製, y, 10 × (BFC 木, 灯, y, 10+BFC 木, L, y, 10+BFC 木, 都, y, 10+BFC 木, 電, y, 10) × CEF 電+ EC 製, 電, y, 11 ÷ Q 製, y, 11 × (BFC 木, 灯, y, 11+BFC 木, L, y, 11+BFC 木, 都, y, 11+BFC 木, 電, y, 11) × CEF 電+ EC 製, 電, y, 12 ÷ Q 製, y, 12 × (BFC 木, 灯, y, 12+BFC 木, L, y, 12+BFC 木, 都, y, 12+BFC 木, 電, y, 12) × CEF 電</p> <p>● ペレットの県外運搬に伴うプロジェクト排出量：<u>PE 運, 木, 化, 車, y</u></p> <p>=D 宅, ペ, 車, y, 8 ÷ AFC 宅, ペ, 車, y ÷ 1, 000 × GCV 運, ペ, 化, 車, y × CEF 運 × 補正係数</p> <p>+D 宅, ペ, 車, y, 9 ÷ AFC 宅, ペ, 車, y ÷ 1, 000 × GCV 運, ペ, 化, 車, y × CEF 運 × 補正係数</p> <p>+D 宅, ペ, 車, y, 10 ÷ AFC 宅, ペ, 車, y ÷ 1, 000 × GCV 運, ペ, 化, 車, y × CEF 運 × 補正係数</p> <p>+D 宅, ペ, 車, y, 11 ÷ AFC 宅, ペ, 車, y ÷ 1, 000 × GCV 運, ペ, 化, 車, y × CEF 運 × 補正係数</p> <p>+D 宅, ペ, 車, y, 12 ÷ AFC 宅, ペ, 車, y ÷ 1, 000 × GCV 運, ペ, 化, 車, y × CEF 運 × 補正係数</p> <p><b>【GHG 算定式の方法論への準拠性】</b></p> <p>準拠しています。</p> <p><b>【モニタリング体制】</b></p> <p>(1) ペレット燃料の発熱量は外部機関に委託して測定し、その結果を上伊那森林組合が確認・承認する。</p> <p>(2) ペレット燃料製造に係る電力使用量及びペレット燃料の製造量は、上伊那森林組合が確認・承認する。</p> <p>(3) ペレット燃料の販売量及び宅配による運搬距離は、森のライフスタイル研究所が確認・承認する。</p> <p>(4) モニタリング報告書の作成は、森のライフスタイル研究所が行なう。</p> <p>(5) 内部監査は、長野県林務部信州の機振興課が行なう。</p> <p><b>【QA / QC 体制】</b></p> <p>(1) <b>教育訓練</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ペレットストーブ利用者及び利用希望者向けの参加説明会を、森のライフスタイル研究所が年間 2 回程度実施し、先シーズンの集計報告、本システムの説明等を行なう。</li> <li>➤ また、ペレット製造工場、ペレット販売量の集計担当者、承認者に対する制度、モニタリング方法の説明会を、森のライフスタイル研究所が年間 1 回程度実施する。この時、長野県林務部信州の木振興課は説明会に参加し、J-VER 制度やモニタリングプランに照らし妥当な説明が行われているか等を確認する。</li> </ul> <p>(2) <b>情報の保管</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ペレット製造工場におけるデータは、製造工場で作成した伝票の写し、集計データ（写し）を保管する。</li> <li>➤ ペレット販売量のデータ（写し）と全体の実績の集計データは、森のライフスタイル</li> </ul>
---

		<p>研究所でアンケート（写し）、集計データを保管する。</p> <p>➤ なお、長野県林務部信州の木振興課は、モニタリング報告書の作成後データの確認を行なう際、またその他必要がある時に、適切な情報の保管がなされているかを確認する。</p> <p><b>(3) データの確認</b></p> <p>➤ データ測定記録者に加え、承認者によるダブルチェックを行なう。</p> <p>➤ また、ペレット販売量については、ペレットユーザーからのアンケートの結果とペレット製造業者の出荷量から妥当性を確認する。</p> <p>➤ 長野県林務部信州の機振興課は、モニタリング報告書の作成後、作成したモニタリング報告書と集計した伝票の写しを付きあわせて妥当性の確認を行なう。</p> <p><b>(4) 内部監査の実施</b></p> <p>長野県林務部信州の機振興課は、モニタリング報告書の作成後に集計した集計した伝票の写しを付きあわせて内部監査を実施する。</p> <p><b>(その他特筆すべき事項)</b></p> <p>特になし</p>					
モニタリング結果概要 <sup>2</sup>		<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p><b>(その他特筆すべき事項)</b></p>					
適用モニタリング方法ガイドライン		<p><u>オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方法ガイドライン</u>  <u>(削減プロジェクト用) ver.4.0</u></p>					
適用方法論	方法論番号	E003 ver.5.4					
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用					
<b>モニタリング結果</b>							
モニタリング期間		2008年4月1日～2012年12月31日					
＜方法論R001・R002・R003のみ＞ モニタリング対象面積							
排出削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	15	99	157	113	34	418
認証依頼削減・吸収量		<b><u>418t-CO2<sup>3</sup></u></b>					

<sup>2</sup> モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

<sup>3</sup> 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>          特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所          </u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、口に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p><b>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ                  ホームページ URL: <u>http://www.green-carbon.jp</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><b>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他                  具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	---

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上